

○財務省
経済産業省 告示第六号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号イの規定に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和五年五月財務省、経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和六年七月二十三日

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者を指定する件（令和六年七月外務省告示第二百五号）で定め

るものをいう。
(